

岐阜県公報

号外 (15) 平成二十一年 四月 一日

目 次

- 岐阜県訓令 甲
- 岐阜県教育委員会訓令 甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(男女参画青少年課)

ページ
一

- 岐阜県訓令 甲
- 岐阜県教育委員会訓令 甲
- 岐阜県警察訓令

岐阜県訓令 甲
 岐阜県教育委員会訓令 甲 第一号
 岐阜県警察訓令

庁 中 一 般
各 現 地 機 関
各 教 育 機 関

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇
 岐阜県教育委員会委員長 月 村 時 子
 岐阜県警察本部長 井 口 育

岐阜県青少年対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程

昭和五十六年岐阜県教育委員会訓令 甲 第一号 の一

部を次のように改正する。

別表第一中「危機管理統括監」を

「秘書広報統括監
危機管理統括監」

に、「産業労働観光部長」を「商

「会計管理者

議 会 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 事 務 局 長
 工 労 働 部 長 に 改 め、 代 表 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長
 勞 働 委 員 会 事 務 局 長
 を 削 る。

別 表 第 二 中 「 総 務 部 人 事 課 長
 総 務 部 行 政 改 革 課 長」 及 び 「 総 合 企 画 部 市 町 村 課 長」 を 削 り、 「 産 業 労
 働 光 部 産 業 政 策 課 長」 を 「 商 工 勞 働 部 商 工 政 策 課 長」 に 改 め る。

附 則
 この 訓 令 は、 平 成 二 十 一 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

平 成 二 十 一 年 四 月 一 日 発 行

発 行 者

岐 阜 県 岐 阜 市 藪 田 南 二 丁 目 一 番 一 号

編 集

岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社